

## 臨時報告第10号様式

姫少刑発第 50 号  
平成23年1月11日矯 正 局 長 殿  
大阪矯正管区長

姫路少年刑務所長

## (自殺)事故報告(刑事施設)

平成22年11月27日(土)午前7時31分ころ、当所管下姫路拘置支所(以下「同支所」という。)において、点検職員が、朝の人員点検を行うに当たり、[REDACTED]単独室収容中の事故者を視察したところ、事故者[REDACTED]であったため、点検職員が事故者の名前を呼び掛けるも、反応がなかったため、同居室を開扉して[REDACTED]ところ、事故者は[REDACTED]

**事故概況** [REDACTED]い首自殺を図っていたものである。  
その後、直ちに非常ベル通報した上、点検職員が[REDACTED]呼吸及び脈拍を確認するも、いずれも呼吸等が認められなかつたため、救命措置を行うとともに、救急車の出動を要請し、同日午前7時45分、駆けつけた救急隊員が事故者の状態を確認したところ、[REDACTED]、同日午前9時45分、当支所医師[REDACTED]が当庁し、事故者の死亡を確認したものである。  
なお、事故者の最終生存確認は、同日午前1時34分ころ、事故者が[REDACTED]のを巡回職員が確認し、その後、事故者は[REDACTED]のを巡回職員が確認し、最終的には、起床時間(同日午前7時20分)後の同日7時25分ころ、点検職員が夜間灯を昼間灯に切り替えた際にも、上記同様の状態であったのを確認している。

<b>事故の状況</b>	1 発生年月日	平成22年11月27日
	2 発見時刻	午前7時31分
	3 場所	姫路拘置支所 [REDACTED] (単独室)
	4 方法	[REDACTED]
	5 経緯	(1) [REDACTED]  (2) 同支所では、事故者を[REDACTED]。  (3) [REDACTED]。
	6 記入	法務省 矯正局 '23.1.13 第 [REDACTED] 号

		(4) 平成22年11月27日午前1時34分ころ、事故者が[REDACTED]のを巡回職員が確認し、その後、事故者は[REDACTED]のを巡回職員が確認したが、その際、事故者の動静等に特段の変化はなかった。 なお、本件事故発見まで上記状態であった。
		(5) 同日午前7時20分、被収容者の起床時刻となった。
		(6) 同日午前7時25分ころ、点検職員が、各居室の夜間灯を昼間灯に切り替えを行ったが、このときも、事故者が上記(4)の状態であったのを確認していた。
		(7) 同日午前7時31分ころ、[REDACTED]において、点検職員が、朝の人員点検を行うに当たり、[REDACTED]事故者を視察したところ、事故者が[REDACTED]で、点検職員が事故者の名前を呼び掛けるも、反応がなかったため、同居室を開扉して[REDACTED]ところ、事故者は[REDACTED]
		[REDACTED] [REDACTED]、い首自殺を図っていたため、直ちに非常ベル通報した上、点検職員が[REDACTED]、呼吸及び脈拍を確認するも、いずれも呼吸等が認められなかつたため、救急車の要請とともに救命措置（心肺蘇生等）を実施した。
		(8) 同日午前7時45分、駆けつけた救急隊員が事故者の状態を確認した際、[REDACTED]。
		(9) 同日午前9時45分、当支所医師[REDACTED]が当庁し、事故者の死亡を確認した。
	6 使用器具 7 逮捕制圧等の状況 8 事故による犯罪 9 その他	該当事項なし。 該当事項なし。 特記事項なし。
事故者	1 事故者の種別 2 身分 3 氏名 4 生年月日 5 罪名又は事件名 6 刑名・刑期	自殺企図者 刑事被告人 [REDACTED] 該当なし

	7 刑の起算日又は入所日 8 刑の終了日 9 犯数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本籍 13 住所 14 特殊被収容者報告の有無 15 その他	該当なし 該当なし 該当なし 特記事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況	監督当直者以下 [REDACTED] の夜間勤務体制の下、昼夜間勤務職員 [REDACTED] を [REDACTED] の単独室勤務者として配置し、巡回視察を実施していた。 監督当直者及び昼夜勤監督者 [REDACTED] が、適宜巡回して監督していた。 該当事項なし。
事態收拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	有 該当事項なし。 該当事項なし。  平成22年11月27日午前8時1分、神戸地方検察庁姫路支部に通報した結果、同支部から兵庫県姫路警察署へ通報がなされた。
事故の原因・動機	1 事故者の動機 2 施設側の欠陥	(1) 事故者の動静等の把握を徹底することができなかつた。 (2) [REDACTED] が認められた。
事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	該当なし。 該当なし。

改善事項	1 改善した事項	(1) 平成 22 年 12 月 8 日、以下の支所長指示を発出した。 ア 「夜間巡回視察時の巡回方法について」 イ 「自弁購入物品の [REDACTED] の種類を制限することについて」 ウ 「就寝方法を指導することについて」 (2) 上記指示に基づく、職務研究会を行い、同種事犯の再発防止の徹底を図った。
	2 改善すべき事項	該当事項なし。
その他参考事項	1 檢察庁への通報	平成 22 年 11 月 27 日午前 8 時 1 分、神戸地方検察庁姫路支部に通報した。
	2 親族への連絡	[REDACTED]
	3 検視	(1) 行政及び司法検視 [REDACTED] 実施。 (2) 司法解剖 [REDACTED]
	4 遺体等の交付	[REDACTED]
	5 公表	平成 22 年 11 月 27 日午後 5 時、姫路司法記者クラブ幹事社（クラブ加盟各社）あてに投込みを行った。 なお、姫路司法記者クラブ加盟 11 社から電話取材があり、翌 28 日、4 社の新聞紙の朝刊に記事が掲載された。